

- 募集条件 新潟県産材を5㎡以上使用する住宅
- 募集数 予算額に達した時点で終了
- 使用する木材の条件

| | |
|----------|------------------|
| 新築・リフォーム | 新潟県産材を5㎡以上使用すること |
|----------|------------------|

●補助される額

| 新潟県産材の使用量 | 補助額 |
|------------|-----|
| 5㎡以上 15㎡未満 | 3万円 |
| 15㎡以上 | 5万円 |



■補助金加算の条件

●県産瓦を使用した場合

対象となる県産瓦の基準

| | |
|-----|--|
| 県産瓦 | 住宅の屋根材として県産焼瓦、またはこれと同等の品質・性能を有する県産スレート瓦等を使用し、その代金が20万円以上の場合。 |
|-----|--|

県産瓦屋根の面積による加算補助額の設定

| 県産瓦屋根面積 | 100㎡未満 | 100㎡以上166㎡未満 | 166㎡以上 |
|---------|--------|--------------|--------|
| 加算額 | 12万円 | 15万円 | 20万円 |

●県産畳を使用した場合

対象となる県産畳の基準

| | |
|-----|--------------------------------|
| 県産畳 | 県内畳業者による実施。その材料と工事代金が5万円以上の場合。 |
|-----|--------------------------------|

県産畳の面積による加算補助額の設定

| | |
|-----|------------------------------------|
| 加算額 | 5,000円/畳×畳数※(1畳=176cm×88cm) 上限10万円 |
|-----|------------------------------------|

※標準サイズ(176cm×88cm・江戸間)と異なるサイズの畳を使用する場合、標準サイズに換算した畳数としてください。

●しっくい塗り・珪藻土塗りを使用した場合

対象となるしっくい塗り・珪藻土塗りの基準

| | |
|--------|--|
| しっくい塗り | 県内左官業者による施工。「既調査しっくい塗り標準仕様書(新潟県土木部都市局営繕課)」に沿う施工。 |
| 珪藻土塗り | 県内業者による施工。「既調査珪藻土塗り標準仕様書(新潟県土木部都市局営繕課)」に沿う施工。 |

しっくい塗り・珪藻土塗りの面積による加算補助額の設定

| 県産瓦屋根面積 | 20~40㎡ 未満 | 40~60㎡ 未満 | 60~80㎡ 未満 | 80㎡ 以上 |
|------------|-----------|-----------|-----------|--------|
| しっくい塗り 加算額 | 5万円 | 11万円 | 14万円 | 19万円 |
| 珪藻土塗り 加算額 | 4万円 | 8万円 | 10万円 | 13万円 |

※しっくい塗りと珪藻土塗りを併用する場合の加算補助額は、19万円を上限として、上表の額を組み合わせたことができます。

新潟県産材を使うと 補助金がもらえるってほんと!?

新潟県では、家を建てる際に新潟県産材を一定量使用すると、補助金を支給する制度を実施しています。さらに、県産瓦、県産畳、しっくい塗り・珪藻土塗りを使用した場合などには補助金の加算もあります。どんな住宅が対象で、どうやって申し込めばいいのか、概要を紹介します。

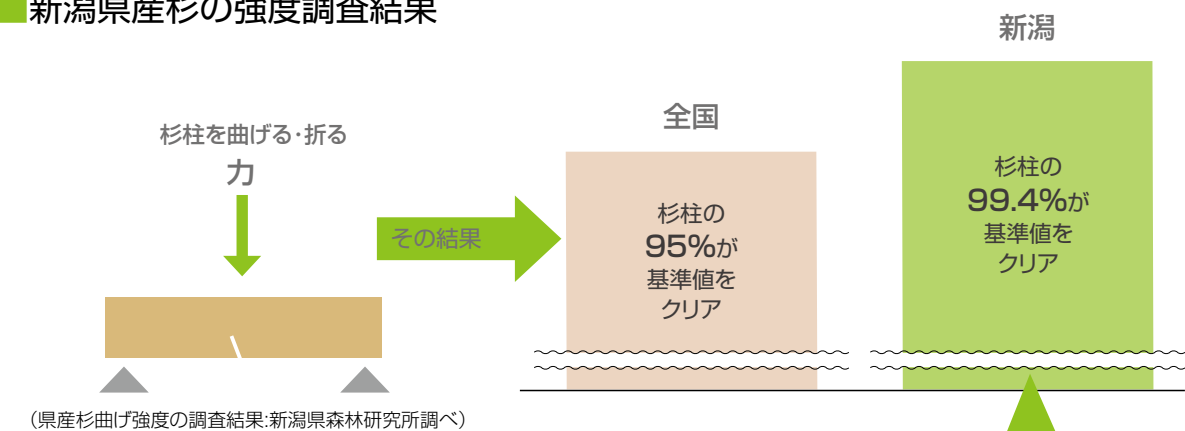


県産材を使うと 補助金がもらえるの? (疑問)



新潟県では、県産材を使用した安全で安心な住宅の普及・定着と、県産材の利用拡大を目的に、毎年補助金制度を実施しています。これまでの住宅建築では、安い輸入材が大量に流通し使用されてきたために、地域の森林資源が利用されず、森林の手入れが滞って荒れたまま放置されるという問題が起きていました。県内の森林から産出され、県内で加工された木材を積極的に使用することで、地域の森林において「植える、育てる、使う」という緑の循環が生まれ、豊かな森林資源の維持ができます。さらに、地産地消によって地域経済の活性化に繋がるというメリットがあります。

■新潟県産杉の強度調査結果



国土交通省の定めた基準値※をクリアする杉柱が極めて多かった。

※基準値とは、国土交通省告示で定める杉無等級材の曲げ基準強度(22.2N/mm²)のこと。



補助金を受けるには どうすればいいの? (疑問)



家を新築、または増改築する際に新潟県産材を一定量使用することで補助金を受けることができます。新潟県産材を5㎡以上使用することが条件です。また、リフォームの場合も補助金の対象になります。この場合も新潟県産材を5㎡以上使用することが条件です。

いずれの場合も、新潟県産材の使用量に応じて補助額は、5㎡以上15㎡未満で3万円、15㎡以上5万円です。なお、募集期間内であってもあらかじめ決められている予算額に達した時点で受付を終了します。

さらに補助金が加算される条件があるってほんと? (疑問)



次の3つのケースに当てはまる場合、補助金が加算されます。1つ目は住宅の屋根材として県産瓦を使用した場合です。県産瓦の使用面積に応じて、12万円〜20万円の加算があります。2つ目は住宅の畳材として県産畳を使用した場合です。県産畳の畳数に応じて、上限10万円の加算があります。3つ目は住宅にしっくい塗り・珪藻土塗りを使用した場合です。しっくい塗り・珪藻土塗りの使用面積に応じて、上限19万円の加算があります。

どうやって 申し込めば いいの? (疑問)



この補助金制度は、原則家を建てる建築主が申し込みや手続きを行います。申し込み・手続きの具体的な流れに関しては、新潟県のホームページ※内で、「新潟県産材の家づくり支援事業」を検索し、ご確認ください。

※<http://www.pref.niigata.lg.jp/>